

# 全民連だより

ホームページアドレス <http://www.zenminren.gr.jp>

## 第四十二回(平成三十一年度)全民連総会 福島県二本松市で開催

第四十二回(平成三十一年度)全国民俗芸能保存振興市町村連盟総会が、去る七月二十七日(金)・二十八日(土)の二日間にわたり、福島県二本松市の二本松御苑において開催されました。

二十七日、十五時より平成三十一年度第一回役員会が、その後、十五時三十分より第四十二回全民連総会がそれぞれ開かれました。

総会では、坂本健会長(東京都板橋区長)による挨拶のあと、開催地である福島県二本松市の三保恵一市長様より歓迎の挨拶を、来賓として文化庁伝統文化課文化財調査官吉田純子様よりご祝辞を賜りました。

次に、二本松市の三保恵一市長様を議長に選出し、議案の審議を行いました。議案は次のとおりです。

- 総会議案**
- 平成二十九年度事業報告
  - 平成二十九年度収支決算報告
  - 平成三十一年度事業計画(案)
  - 平成三十一年度収支予算(案)
  - 平成三十一年度総会開催地総会議案

平成三十一年度は、ほぼ例年通りの事業・予算編成となりました。歳入については加盟自治体数の増による会費収入の増加や、繰越金の増等により、83万4338円の増となっております。

歳出予算については下記の表のとおりです。本年度の予算編成は、昨年度の事業費及び事務局費の見

### 平成30年度 歳出予算

費目	摘要	予算(円)
会議費	役員会・次期総会準備	1,100,000
交際費	慶弔費等	30,000
事業費	第67回全国民俗芸能大会共催分担金	150,000
	第60回ブロック別民俗芸能大会協賛金	300,000
	全民連だより他事業費	350,000
事務局費	通信費・事務用品など	291,803
予備費	予備費	550,000
補助費	市区町村事業支援補助金	450,000
運営及び総会準備費	次年度当初から総会までの運営費	600,000
計		3,821,803



【三保恵一市長様挨拶】



【安達ヶ原ふるさと村古民家にて国指定重要無形民俗文化財「石井の七福神」を鑑賞】

直し等により、繰越金に一定の回復がみられたことから、昨年度、一時休止しました協賛金を半額で復が復活かしました。また、「補助費」につきましては、加盟自治体の民俗芸能の保存活動を支援することを目的として、今年度も計

第四十二回全民連総会は、全ての議案が承認され、盛会のうちに終了しました。

総会終了後は同会場にて、福島県文化財保護審議会副会長「NPO法人民俗芸能を継承するふくしまの会」副理事長である懸田弘訓先生による講演会、「被災から立ち上がった民俗芸能の現状と課題」担い手としての児童・生徒の役割」を行い、貴重なお話しを拝聴いたしました。その後、情報交流会を開催し、その中で二本松の提灯祭りの祭り囃子を披露していたりなど、賑やかな雰囲気の中で交流を深めることができました。

翌二十八日は、智恵子の生家・記念館、国の史跡二本松城跡(天守台・戒石銘・箕輪門)を見学し、その後、安達ヶ原ふるさと村古民家にて「石井の七福神」を鑑賞しました。その後、昼食の郷土料理をいただき、解散となりました。

今回の総会に際し、手厚くおもてなしをしてくださった二本松市の皆様、ご参加いただいた皆様、ありがとうございます。

### 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の概要

#### 文化庁文化財部伝統文化課

平成30年6月に成立した文化財保護法等の改正法においては、過疎化・少子高齢化等により喫緊の課題となっている文化財の継承に地域社会総がかりで取り組んでいくため、文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るべく、大きく三つの仕組みを位置付けました。

①都道府県が、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定し、市町村は、未指定の文化財も含めた地域に所在する文化財を総合的に把握しその保存・活用の方針等を記載した「文化財保存活用地域計画」を作成して国に認定申請することができることとしました。

さらに、市町村が、地域において文化財の保存・活用に携わる民間団体を「文化財保存活用支援団体」として指定できる仕組みを創設しました。「法人その他これに準ずる団体」を指定対象としており、お祭り保存会等の任意団体も指定可能な制度的枠組みとしています。

②国指定等文化財の所有者等が、当該文化財の「保存活用計画」を作成し、国の認定を申請できることとしました。これは、現在も、一部有形文化財に関して作成を推進している計画について、他の文化財類型にも広げて制度化するものであり、民俗文化財も計画を策定することが可能です。

③地方公共団体において、観光行政など他の行政分野とも連携してより一層充実した施策を行えるよう、条例により、文化財保護に関する事務を地方公共団体の長に移管することができることとしました。

文化庁は、地域計画や文化財保存活用計画の作成に関する基本的な考え方を示す運用上の指針を作成予定です。現在、文化審議会文化財分科会企画調査会作業部会にて検討を行っているところであり、引き続き、市町村や関係団体への周知に努めてまいります。

なお、改正法や会議資料については文化庁のHPに掲載しているので、ご参照ください。

### 全民連新顧問のご紹介

河村 潤子 様  
(独立行政法人  
日本芸術文化振興会理事長)

### 平成31年度 芸術文化振興基金 助成対象活動募集のご案内

芸術文化振興基金では、民俗文化財の公開活動、広域的な交流活動、復活・復元活動、記録作成による保存活用活動を対象とし、民俗芸能等の文化財の保存、活用を通じた地域の文化振興を目的とする活動を支援します。

平成31年度の募集案内はホームページに掲載しております。

また、東京及び全国5箇所で開催相談会(予約制)を開催します。応募提出書類の記入方法等について個別にご相談いただけます(※相談会への参加は応募の必須条件ではありません)。詳細についてはホームページでご確認ください。ぜひ応募をご検討ください。HP: <https://www.ntj.jac.go.jp/kikin.html>

お問合せ先: 独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部

地域文化助成課 地域文化第三係 TEL 03-5213-4172

# 平成31年度 第43回総会開催地 東京都品川区に決まりました！

第四十三回（平成三十一年度）全民連総会を、東京都品川区で開催いたします。

品川区は東京の臨海部に位置し、室町時代から海上交通の拠点として栄えました。品川区民憲章にも「国際都市東京の表玄関に位置して、江戸の昔から交易の拠点となり」とあります。現在は陸海空の玄関口に隣接し、IT産業などがオフィスを構えています。一方地域の祭礼も盛んで、昔ながらのコミュニティと最先端の街並みが併存しています。

開催時期は、平成三十一年の七月下旬を予定しております。詳しいスケジュールは、随時お知らせします。

全民連総会は、自治体間や関係者の交流・情報交換の絶好の機会です。皆様ぜひご参加ください。お待ちしております。

## 文化庁創立50周年 記念表彰に決定

文化庁は、本年六月十五日に創立50周年を迎えました。これを記念して、文化芸術分野において多大な功績をあげた方々を対象とする表彰を実施することとなり、全民連が表彰の対象に決定しました。

表彰式は、九月三十日（日）に、京都府京都市左京区にある国立京都国際会館ニューホールで行なわれ、坂本健会長（板橋区長）が全民連を代表して表彰を受ける予定です。

## 「市区町村事業支援補助金」募集開始します

「平成30年度 市区町村事業支援補助金」の概要は以下の通りです。要綱や書式等の詳細は全民連ホームページをご覧ください。

### 1 補助費設置の目的

日本全国には、我々の祖先から受け継がれてきた独自の文化・民俗芸能が多数あります。これらは一度途絶えてしまうと、復活させることが大変困難であることから、次世代へ保存・継承していくことが極めて重要となります。

このような点をふまえ、私たち全民連は、大切な民俗芸能を後世に引き継ぐために、40年以上もの間、市町村では唯一の連盟として保存振興に努めて参りました。本補助事業は、連盟に加盟している市区町村のうち、積極的に民俗芸能の保存活動又は、民俗芸能を活用した地域の活性化事業を実施している自治体や自治体の所管する団体に対して、ささやかではありますが、補助金を通じて奨励していくことを目的としております。

### 2 対象事業

民俗芸能の保存活動のうち、次世代への継承や民俗芸能が継続できる事業活動。

### 3 申請者資格

- (1) 全民連加盟の市区町村
- (2) 全民連加盟の市区町村所管の民俗芸能・民俗文化財の団体又は保存会

1 市区町村あたりの申請は、1年度につき1件までとなりますので、事前に市区町村内で調整し決定してください。(2)の場合は自治体からの推薦が必要です。

### 4 対象期間

平成30年4月から平成31年3月までに実施するもの

### 5 事業対象にならないもの

民俗芸能の保存継承に関わらない事業、および営利を目的とする事業、営利に結びついている事業。

### 6 補助金額

1 市区町村又は1団体 30,000円。  
平成30年度予算では、15市区町村（又は団体）を予定しています。

### 7 応募方法

申請書受付期間 平成30年10月1日から30年11月30日まで  
申請書式は全民連ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、期日までに事務局まで郵送してください。

### 8 補助金の決定

事務局が選定し、1月中旬までに結果を回答します。

### 9 報告の義務

補助が決定した市区町村（又は団体）は、事業終了後、実施報告書を2週間以内に郵送してください。事務局で確認した後、補助金を指定の口座に入金します。本支援補助金を活用された事業については、先進事例として全民連だより、またはホームページで発信させていただきます。

### 書類送付先・問合せ

173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区教育委員会事務局生涯学習課文化財係（全民連事務局）まで

## 「市区町村民俗芸能・文化財担当者様へ」 全民連へぜひご加入ください！

全国各地域の歴史・風土の中で育まれてきた民俗芸能は、日本人である私たちの「心のふるさと」であり、生活に密着した伝統的な文化です。しかし、現在「後継者不足」「民俗芸能意識の低下」など各地で様々な問題を抱えています。

全民連は昭和五十一年の結成以来、この「心のふるさと」を喪失することのないよう、民俗芸能に関する催しの協賛・後援活動をはじめとした各種事業をおして、民俗芸能の保存振興のために努めています。

主な活動内容

- 1 総会（毎年一回）
- 2 全国民俗芸能大会共催
- 3 ブロック別民俗芸能大会後援
- 4 協賛・後援活動
- 5 市区町村事業支援補助金の支給
- 6 加盟促進活動

ご当地の民俗芸能の振興・市区町村相互の情報共有のためにもこの機会にぜひ全民連へのご加入をご検討ください。初年度の会費につきましては、免除のご相談も承っております。

## 江戸の里神楽

（国指定重要無形民俗文化財）

平成六年十二月二十六日指定

ひとつの神楽社中が様々な神社の祭礼で神楽を演じるのが「江戸の里神楽」の特色のひとつです。約六十年前、品川区の神宮社中は年間四十社で舞っていました。神楽は催馬楽神楽に壬生狂言の要素を加え、「もどき」や「おかめ」の手踊りも登場します。地域共同体の枠を超え、娯楽性をも志向した都市のお神楽が「江戸の里神楽」です。



いずれも「江戸の里神楽」

## 全民連関連事業（10月以降）

「一般財団法人日本青年館」と共催

第67回全国民俗芸能大会（11/24・土）

日本青年館ホール（東京都新宿区）

- ・ 真家のみたま踊（茨城県石岡市）
- ・ 新湊の獅子舞（富山県射水市）
- ・ 煤孫ひな子剣舞（岩手県北上市）
- ・ 高鍋神楽（宮崎県高鍋市）

問 一般財団法人日本青年館  
電話 〇三（六四五二）九〇二二

### 後援

第1回民俗芸能NOW! in しまね（10/27・土）

地域文化が若者を育てる 民俗・芸能・食文化のまちづくり

島根県民会館大ホール・松江城二の丸下の段（島根県松江市）

問 一般社団法人全国農協観光協会  
電話 〇三（五二九七）〇三二一

第30回民俗芸能と農村生活を考える会（2/16・土）

日本教育会館 一ツ橋ホール（東京都千代田区）

問 一般社団法人全国農協観光協会  
電話 〇三（五二九七）〇三二一

## 第60回ブロック別民俗芸能大会

〇北海道・東北（10/28・日）

秋田ふるさと村ドーム劇場（秋田県横手市）

問 秋田県教育庁生涯学習課  
電話 〇一八（八六〇）五一九二

〇関東（10/21・日）

柏崎市文化会館アルフォーレ（新潟県柏崎市）

問 新潟県教育庁文化行政課  
電話 〇二五（二八〇）五六一九

〇近畿・東海・北陸（11/11・日）

NTNシティホール（三重県桑名市）

問 三重県教育委員会社会教育・文化財保護課  
電話 〇五九（二二四）三三二八

〇中国・四国（12/2・日）

ひめぎんホール（愛媛県松山市）

問 愛媛県教育委員会文化財保護課  
電話 〇八九（九一二）二九七五

〇九州（10/8・月・祝）

佐賀市文化会館（佐賀県佐賀市）

問 佐賀県文化・スポーツ交流局文化課  
電話 〇九五二（二五）七三三六